

平成30年6月7日

利用者 各位

にいがた岩船農業協同組合
代表理事組合長 井上 敏雄
(公印省略)

廃棄物処理法に関する法令違反にかかるお詫び

平素より当組合の運営について特段のご支援とご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、既にマスコミ等で報道されましたが、当組合の農機車輛センター並びに荒川農機センターにおいて廃棄物処理法に関する法令違反の事実が判明いたしました。

当組合といたしましては、このような信用失墜を招く事案が発生した事を厳粛に受け止め、職員に対する指導・教育を徹底し、再発防止に万全を期した対応策を講じて参りますが、利用者の皆さまには多大なご心配とご迷惑をお掛け致しましたこと、衷心より深くお詫び申しあげます。

なお、報告が遅れましたことにつきましては、警察当局による捜査が行われており、捜査上の情報等の公開を差し控えたく配慮させていただいたものでありますので、何分のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○ 法令違反の内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（委託禁止）